

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金）午後2時00分から午後2時36分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（16人）

松本 吉充
松田 浩一郎
萩本 一浩
鞍本 敏男
有馬 日夫
笹岡 健一
矢鉾 次義
内田 孝光
木村 秀子
橋本 一郎
宮本 光次郎
上原 誠
本田 友治
吉永 安圭美
黒田 浩一郎
湯治 裕子

4. 欠席委員

湯野 和也
平野 英明
松田 林一

5. 出席推進委員（23人）

吉田 和功
廣瀬 範明
中西 千代志
井戸 繁夫
益田 知明
岡崎 健司
澤野 豊美
川上 貴博
石田 雄一
西田 ちみ子
有村 敏之
高木 淳
瀬本 浩和
杉山 秀治
槌田 浩二
久保田 幸男
草原 光雄

宮崎 修
村田 裕之
緒方 道弘
今村 初幸
金水 光
宮山 卓也

6. 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条(委員会)について
- 第2 議案第2号 農地法第4条(知事)について
- 第3 議案第3号 農地法第5条(知事)について
- 第4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

7. 農業委員会事務局職員

局長 山本 康博
係長 井上 真由美
主幹 柿本 光明
参事 泉 正裕
主任 斉藤 明日香
主事 村田 茜
主事 泉 俊輔

8. 会議の概要

事務局長	<p>総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。</p> <p>ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。</p> <p>それでは、ただいまから4月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、湯野和也委員、平野英明委員、松田林一委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、4月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最初に、本日の議事録署名委員を指名します。10番 有馬日夫委員、13番 黒田浩一郎委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与による取得が3件ありました。地目は、田 14, 622平方メートル、畑 573平方メートル、合計15, 195平方メートルです。内容につきまして</p>

イモ、タマネギ等を作る予定です。地元委員の松田委員からは、何ら問題ないと確認しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。
ありませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議します。今月の申請は1件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は、議案書記載のとおりです。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。それではご審議方よろしく願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番、金剛

推進委員

金剛地区の西田です。申請地は、現在、農機具や資材置場として利用してありますが、地目が農地のままで転用許可を受けていないことが判明しましたので申請に及びました。無断転用のため始末書が添付されています。
ご審議方よろしく願いします。

議長

はい、ありがとうございます。
以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について、議案書4ページから5ページのとおり付議いたします。今月の申請は、所有権移転が7件、使用貸借権設定が1件の合計8件です。農地区分及び立地基準は、議案書記載のとおりです。なお、番号2番及び6番の案件は無断転用であるため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が許可可能と判断いたしました。それではご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。
1番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号1番と2番について説明します。1番、申請地は古閑中町の〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の東側に当たり、周りが住宅地で、現況、造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。2番、申請地は、古閑上町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側に当たり、現況〇〇〇として利用されている農地で、ここを売買しようとしたところ、転用許可を受けていないことが判明したため、今回の申請になりました。無断転用のため、始末書が添付してあります。ご審議をお願いします。

議長

3番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号3番から5番について説明します。4月2日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行いました。申請番号3番、4番の転用目的は同様で、宅地建物取引業者が宅地分譲地として販売するための申請となります。申請地は互いに数百メートル離れた場所にあつて、周囲の状況も同様で、〇側に幹線道路、その他周辺は住宅に囲まれていて、農地はなく、何ら問題ないと考えられます。次に、5番の転用ですが、個人住宅を建築したいということです。申請地は〇側に住宅、〇側に道路があり、〇側と〇側に田と畑がありますが、日照関係等の影響はないと思われ、何ら問題ないと考えられます。審議方よろしく申し上げます。

議長

6番、金剛。

推進委員

金剛地区の西田です。4月1日、内田農業委員さんと現地確認を行いました。申請地は賃借地で、農舎、農作業用ハウス、農業資材置き場などに利用しておりました。将来、農地の拡大などを考え、借地を取得したく相談しましたところ、この度、同意をしていただくことになり、手続きを進めておりましたところ、農地のままで、転用許可を受けていないことが判明いたしましたので、申請に及びました。無断転用のため、始末書が添付されています。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

7番、金剛。

推進委員

4月7日、木村農業委員さん、高木推進委員さん、私、3名で現地を確認いたしました。乾燥農用機の集塵機を取り付けるということで、隣の〇〇さんの田んぼを

相談されたわけですが。集塵機を置くためには敷地の面積がないために相談されています。何ら問題ないと思います。よろしくご審議方お願いします。

議長

8番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。8番について説明します。4月3日、日奈久地区の橋本農業委員さんと現地を確認を行いました。○側にある、現況、○○○○○として利用されていました。そこに○○○○○会社 ○○○○○が資材置場として利用されるものです。なお、申請地の周りに農地はなく、影響はないと思います。また、売買をされる際に申請地の地目が田ということが判明したため、顛末書も添付されています。ご審議方よろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。
以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。
ありませんか。

(質問、意見なし)

では、異議がなければ挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積等促進計画について、議案書6ページから39ページのとおり付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。今回の案件は、賃貸借は、一括契約が52件、再配分が1件、所有権移転は、機構買入が3件、機構売渡が5件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。なお、この基盤強化法及び中間管理法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置がとれますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。議案第4号の説明につきましては、以上です。

議長

はい。ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

それでは質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案通り決定することといたします。

本日予定の議案はすべて終了しました。

今月は許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届、農業委員会会長専決規定第3条の規定による農地法第3条の許可がありましたので報告いたします。

これもちまして4月の八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様おつかれ様ございました。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和8年4月10日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員